

令和7年2月27日

市内高齢福祉サービス等事業者運営法人 代表者 様

倉敷市介護保険課長

**「倉敷市福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金」の交付について（通知）
（高齢福祉サービス等分）**

平素より、本市福祉行政の推進に御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、エネルギー価格高騰等の影響を大きく受けている福祉サービス提供事業所等の負担軽減を図るため、「倉敷市福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金」を別添の交付要領に基づき、次のとおり交付します。

交付を希望する法人におかれましては、**令和7年3月21日（金）までに、同一法人内の高齢福祉サービス等分（申請先が介護保険課）を取りまとめて申請**してください。

記

1 交付対象事業所

令和7年2月1日時点で、3ページ以降の、別表の一覧表に掲載の福祉サービスを提供している市内事業所等

※令和7年2月2日以降に事業を新たに開始した場合は対象外となります。

※今後事業を継続する見込みのある事業所が対象です。（廃止予定事業所は対象外）

※交付要領第2条第3項各号に該当する場合は対象外となります。

2 交付支援金の額

別表（エネルギー価格高騰支援）によるものとし、上限額は、1事業所当たり20万円（※保育所等及び放課後児童健全育成事業については、1事業所当たり40万円）となります。

3 申請方法

下記申請先に郵送又は持参してください。

※封筒に赤字で「物価支援金」と記載してください。

※当該支援金は、高齢福祉サービス等以外に、障がい福祉サービス等、保育所等、放課後児童健全育成事業、保護施設等、児童養護施設、産後ケア施設が対象となっており、各サービスで申請先が異なりますので、御注意ください。

4 申請期限

令和7年3月21日（金）17時15分 **※郵送の場合は当日消印有効**

5 提出書類

- 交付申請書 【所定様式】
- 申請事業所一覧表 【所定様式】
- 請求書 【所定様式】（日付は記入不要）
- 振込先口座の通帳のコピー

通帳の表紙と通帳の2ページ目（ゆうちょ銀行の場合は通帳の3ページ目）をコピーしてください。コピーの見本は本通知の9ページにあります。

※振込先口座名義と、交付申請書の法人名・代表者職名・代表者氏名は一致させてください。

※当座預金の場合は、銀行名・支店名・口座番号・口座のカナ名義が分かる金融機関が発行したもの（当座勘定照合表、残高証明書、口座証明書、当座預金入金帳など）を添付してください。

- 令和7年2月の勤務体制一覧表【所定様式（Excel）】

※別表の訪問系、居宅系の事業所のみ提出してください。

※申請後に記載内容の挙証書類の追加提出を求める場合があります。また、今後の実地指導等の際に、挙証書類により記載内容を確認する予定です。

6 その他

当該支援金は、交付申請後、実際の支援金支払いまで、相当期間が経過することが想定されます。予め御了承ください。

【申請先・問合せ先】

〒710-8565 倉敷市西中新田640番地

倉敷市 保健福祉局健康福祉部介護保険課

電話：086-426-3343

担当：戸川・立花・守屋

別表（エネルギー価格高騰支援）

1 高齢福祉サービス等（申請先：介護保険課、ただし、※印の事業所等は健康長寿課）

交付対象事業所等		支援金の額	
入 所 系	介護老人福祉施設	令和7年2月1日における入所（入居）定員1人当たり 5,000円	
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		
	介護老人保健施設		
	介護医療院		
	特定施設入居者生活介護		
	地域密着型特定施設入居者生活介護		
	認知症対応型共同生活介護		
	短期入所生活介護（単独型、併設型のみ）		
	軽費老人ホーム ※		令和7年2月1日における入所（入居）定員1人当たり 3,500円。ただし、特定施設の指定を受けている施設の申請先は、介護保険課とする。
	有料老人ホーム ※		
サービス付き高齢者向け住宅 ※			
通 所 系	小規模多機能型居宅介護	令和7年2月1日における利用定員1人当たり（（看護）小規模多機能型居宅介護は登録定員） 2,500円	
	看護小規模多機能型居宅介護		
	地域密着型通所介護		
	通所リハビリテーション		
	通所介護		
	認知症対応型通所介護		
第1号通所事業			
訪 問 系	訪問リハビリテーション	1事業所当たり令和7年2月の人員基準上必要な職員の常勤換算人数 (1) 5人未満 15,000円 (2) 5人以上 25,000円	
	訪問介護		
	訪問看護		
	訪問入浴介護		
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護		
居	居宅介護支援	1事業所当たり令和7年2月の人員基	

宅系	介護予防支援	準上必要な職員の常勤換算人数	
	居宅療養管理指導		(1) 2人未満 2,500円
	特定福祉用具販売		(2) 2人以上6人未満 5,000円
	福祉用具貸与		(3) 6人以上 7,500円

備考

- 1 介護保険サービスにおいては、介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業も含むものとし、同一の場所で複数の介護保険サービスの指定を受け、一体的に運営されている事業所の場合には、重複して交付を受けることはできないものとする。
- 2 軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅で（地域密着型）特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合には、当該定員を差し引くものとする。
- 3 訪問系サービスにおいて、同一の場所で障がい福祉サービス等の訪問系サービスを運営している場合には、高齢福祉サービス等又は障がい福祉サービス等のどちらかにまとめて申請しなければならない。
- 4 通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション、訪問看護及び居宅療養管理指導については、医療みなし指定の事業所を除くものとする。

2 障がい福祉サービス等（申請先：障がい福祉課）

交付対象事業所等		支援金の額
入所系	施設入所支援	令和7年2月1日における入所（入居）定員1人当たり 5,000円
	共同生活援助	
通所系	生活介護	令和7年2月1日における利用定員1人当たり（就労定着支援・自立生活援助は、前年度平均利用人数（端数切り上げ）） 1,500円
	短期入所（単独型、併設型のみ）	
	自立訓練（生活訓練）	
	就労移行支援（一般型）	
	就労継続支援（A型）	
	就労継続支援（B型）	
	就労定着支援	

	自立生活援助	
	地域活動支援センターⅢ型	
	障がい者作業所	
	児童発達支援	令和7年2月1日における利用定員
	放課後等デイサービス	1人当たり 600円
	日中一時支援	令和7年2月1日における利用定員 1人当たり600円を基に算出する。
訪問系	居宅介護	1事業所当たり令和7年2月の人員 基準上必要な職員の常勤換算人数 (1) 5人未満 15,000円 (2) 5人以上 25,000円
	重度訪問介護	
	行動援護	
	同行援護	
	訪問入浴	
相談系	計画相談支援	1事業所当たり令和7年2月の人員 基準上必要な職員の常勤換算人数 (1) 2人未満 2,500円 (2) 2人以上6人未満 5,000円 (3) 6人以上 7,500円
	地域移行支援	
	地域定着支援	
	障害児相談支援	
	居宅訪問型児童発達支援	
	保育所等訪問支援	

備考

- 生活介護のうち、共生型生活介護または基準該当生活介護の指定を受けている場合、また、生活介護のうち、高齢福祉サービス等において、共生型地域密着型通所介護又は共生型通所介護の指定を受けている場合は、いずれも高齢福祉サービス等のみ対象とする。
- 児童発達支援（児童発達支援センターを除く。）・放課後等デイサービスにおいて、多機能型事業所として複数のサービスの指定を受けている場合は、児童発達支援の利用定員のみを対象とする。
- 日中一時支援においては、サービス全体の定員数に基づき支援金額合計を算出した後に、実際の利用量に応じて、事業所ごとに按分する。ただし、支給額に100円未満の端数が生

じた場合は、切上げるものとする。

- 4 訪問系及び相談系において、多機能型事業所として複数のサービスの指定を受けている場合は、1事業所として算出する。
- 5 訪問系サービスにおいて、同一の場所で高齢福祉サービス等の訪問系サービスを運営している場合には、高齢福祉サービス等又は障がい福祉サービス等のどちらかにまとめて、申請しなければならないこととする。
- 6 障害児相談支援において、同一の場所で、その他相談系のサービスの指定を受けている場合は、併せて1事業所として算出する。

3 保育所等（申請先：保育・幼稚園課）

交付対象事業所等		支援金の額
通 所 系	保育所	令和7年2月1日における入所定員 1人当たり 1,200円
	幼保連携型認定こども園	
	保育所型認定こども園	
	幼稚園型認定こども園	
	小規模保育事業	
	事業所内保育事業	
	私立幼稚園	
	認可外保育施設	
	病児保育施設	

4 放課後児童健全育成事業（申請先：子育て支援課）

交付対象事業所等		支援金の額
通 所 系	放課後児童健全育成事業	令和7年2月1日における入所者 1人当たり 500円

5 保護施設等（申請先：生活福祉課）

交付対象事業所等		支援金の額
入 所 系	救護施設	令和7年2月1日における入所定員 1人当たり 5,000円
通 所 系	授産施設	令和7年2月1日における利用定員 1人当たり 1,500円

6 児童養護施設（申請先：子ども相談センター）

交付対象事業所等		支援金の額
入 所 系	児童養護施設	令和7年2月1日における入所定員 1人当たり 5,000円

7 産後ケア施設（申請先：健康づくり課）

交付対象事業所等		支援金の額
通 所 ・ 訪 問 系	産後ケア施設 (令和7年2月1日時点で 倉敷市産後ケア事業実施要 綱(平成28年倉敷市告示 第5号)に基づき事業を実 施している施設に限る。)	1施設当たり15,000円(訪問産後ケアのみ実施 している施設は1施設当たり5,000円)に、令和 6年2月1日から令和7年1月31日の利用回数の実 績に応じて次の額を加算した額。なお、宿泊産後ケア については利用泊数に2を乗じたものを、訪問産後ケ アについては利用回数に1/2を乗じたもの(小数点 以下の端数が生じたときは、これを切り上げた回数) を利用回数とする。 (1) 1回以上100回未満 2,500円 (2) 100回以上200回未満 5,000円 (3) 200回以上300回未満 7,500円 (4) 300回以上 10,000円

申請書提出前に確認して頂きたいこと（チェックリスト）

（全事業所用）

法人単位で申請していますか？

※高齢福祉サービス等分以外に、障がい福祉サービス等、保育所等、放課後児童健全育成事業、及び保護施設等といった区分があり、申請先が異なります。

ご面倒ですが、区分ごとに法人でまとめて申請していただきますようお願いいたします。
事業所ごとの申請はしないでください。

振込先の口座名義と申請書の法人名及び代表者名は一致していますか？

支援金は、法人の口座に振り込むこととなります。

事業所の名義や代表者の個人名義ではありません。

提出書類は漏れなくそろっていますか？

A4の用紙に印刷の上、添付書類とともに提出してください。

◎申請書（必須）【所定様式（Excel）】

◎請求書（必須）【所定様式（Excel）】※日付の記入は不要

◎添付書類

申請事業所一覧表（必須）【所定様式（Excel）】

振込先口座の通帳コピー（必須）※本通知の9ページの見本のとおり

令和7年2月の勤務体制一覧表（別表 訪問系、居宅系の事業所のみ）
【所定様式（Excel）】

（該当事業所のみ）

特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設は、指定部分のみ申請していますか？

同一の事業所において複数の事業の指定を併せて受け、一体的に運営されている場合、申請はいずれか一方の事業のみで行っていますか？

（例1）「福祉用具貸与」と「特定福祉用具販売」の指定を併せて受けている場合、いずれか一方のみを記載する。

（例2）「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」又は「看護小規模多機能型居宅介護」の指定を併せて受けている「訪問看護」事業所の場合、いずれか一方のみを記載する。

（例3）「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の指定を併せて受けている「訪問介護」事業所の場合、いずれか一方のみを記載する。

通帳コピーの見本

※通帳のコピーは鮮明にお願いします

普通預金通帳

様

店番号 口座番号

金融機関名・支店名・預金種別・口座番号・
口座名義人が読み取れるようにコピーをお願いします。

↑ 通帳の表紙のコピー

↓ 通帳の2ページ目のコピー
(ゆうちょ銀行は3ページ目)

普通預金

ご利用いただき
ありがとうございます。

振込代金、配当金等の振込指定や公共
料金等の自動支払をご利用の際は、下
記の口座番号および店名をご指定くだ
さい。

おなまえ 様 店番号

口座番号
お振込番号

(振替状況印刷)

TEL